

札幌都心地域
都市再生緊急整備協議会 会議

日時：平成 25 年 7 月 26 日（金）14 時 00 分～
場所：ホテルオークラ 2 階フォンテーヌ

次 第

1 都市再生緊急整備地域等の区域変更、地域整備方針の変更について

(資料 1－1～1－4)

2 整備計画の変更について (資料 2－1～2－3)

3 協議会構成員の追加、部会の設置及び都市再生安全確保計画の作成について

(資料 3－1～3－3)

4 協議会規約、幹事会設置要綱の改正について (資料 4－1～4－4)

5 その他

《配布資料》

- ・次第
- ・札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会 構成員名簿（案）
- ・札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会 会議構成員名簿（案）
- ・資料1－1 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の拡大について
- ・資料1－2 「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域 区域図
- ・資料1－3 「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域 地域整備方針
- ・資料1－4 「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の区域拡大の基本的な考え方
- ・資料2－1 特定都市再生緊急整備地域の整備計画（案）
- ・資料2－2 札幌都心地域 整備計画位置図（案）
- ・資料2－3 路面電車ループ化を契機とした官民連携による沿線のまちづくりについて
- ・資料3－1 協議会構成員の追加について
- ・資料3－2 部会の設置について
- ・資料3－3 都市再生安全確保計画の作成について
- ・資料4－1 札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約（案）
- ・資料4－2 札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約 新旧対照表
- ・資料4－3 札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱（案）
- ・資料4－4 札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱 新旧対照表

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会
構成員名簿（案）

(敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
◇国の関係行政機関		
安倍 晋三	内閣総理大臣	
新藤 義孝	地域活性化担当大臣	
太田 昭宏	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
高橋 はるみ	北海道知事	
上田 文雄	札幌市長	
◇独立行政法人		
上西 郁夫	独立行政法人都市再生機構 理事長	
◇民間事業者		
菰田 正信	三井不動産株式会社 代表取締役社長	
島田 俊平	石屋製菓株式会社 代表取締役社長	
小林 信介	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長	
越山 元	札幌駅前通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
廣川 雄一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	
◇オブザーバー		
田中 重明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
上田 文雄	札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合 理事長	
河関 憲幸	南2西3南西地区市街地再開発準備組合 理事長	
松本 哲朗	北3東11周辺地区再開発準備組合 理事長	

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会
会議構成員名簿（案）

(敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
-----	-------	-----

◇国の関係行政機関

かとうとし お 加藤利男	内閣官房 地域活性化統合事務局長	(代理)内閣参事官 大寺伸幸
かわさきひろみ 川崎博巳	国土交通省 北海道開発局事業振興部長	(代理)事業振興部都市住宅課長 宮島滋近
まさきとしあき 真木俊明	国土交通省 北海道運輸局鉄道部長	

◇地方公共団体

しもでいくお 下出育生	北海道 建設部長	(代理)建設部まちづくり局都市環境課長 飯塚賢司
あきもとかつひろ 秋元克広	札幌市 副市長	

◇独立行政法人

えんどうかおる 遠藤薰	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 まちづくり支援部長	
----------------	-------------------------------------	--

◇民間事業者

しみずひろゆき 清水弘之	三井不動産株式会社 北海道支店長	
しんやせつお 新谷節夫	石屋製菓株式会社 取締役	
かわらいしゅうじ 川原井秀二	株式会社北海道熱供給公社 常務取締役	
しらとりたけし 白鳥健志	札幌駅前通まちづくり株式会社 取締役	
ひろかわゆういち 廣川雄一	札幌大通まちづくり株式会社 代表取締役社長	

◇オブザーバー

たなかしげあき 田中重明	札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 理事長	
たかはしよし 高橋毅	札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合 事務局長	
こうぜきのりゆき 河関憲幸	南2西3南西地区市街地再開発準備組合 理事長	(代理)南2西3南西地区市街地再開発準備組合事務局 森嶋理文
まつもとてつろう 松本哲朗	北3東11周辺地区再開発準備組合 理事長	

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の拡大について

「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の区域の拡大」及び「地域整備方針の変更」に係る申出を国に対して行った（平成25年5月13日付）結果、パブリックコメント等所要の手続を経て、「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」について、閣議決定された（平成25年7月9日付）。

「地域整備方針の見直し」については、都市再生本部により決定された（平成25年7月5日付）。

1 内容

都市再生緊急整備地域に定められている「札幌駅・大通駅周辺地域」の区域を拡大するとともに、特定都市再生緊急整備地域に定められている「札幌駅・大通駅周辺地域」の区域を拡大する。

都市再生緊急整備地域名		都市再生緊急整備地域に係る面積		特定地域に係る面積	
変更前の名称	変更後の名称	変更前	変更後	変更前	変更後
札幌駅・大通駅周辺地域	札幌都心地域	144ha	225ha (62ha 拡大)	110ha	145ha (35ha 拡大)
札幌北四条東六丁目周辺地域		19ha	—	—	—

※ 地域の拡大に伴い、「札幌駅・大通駅周辺地域」及び「札幌北四条東六丁目周辺地域」を統合し、「札幌都心地域」に名称変更

2 区域を拡大する理由

(1) 都市再生緊急整備地域

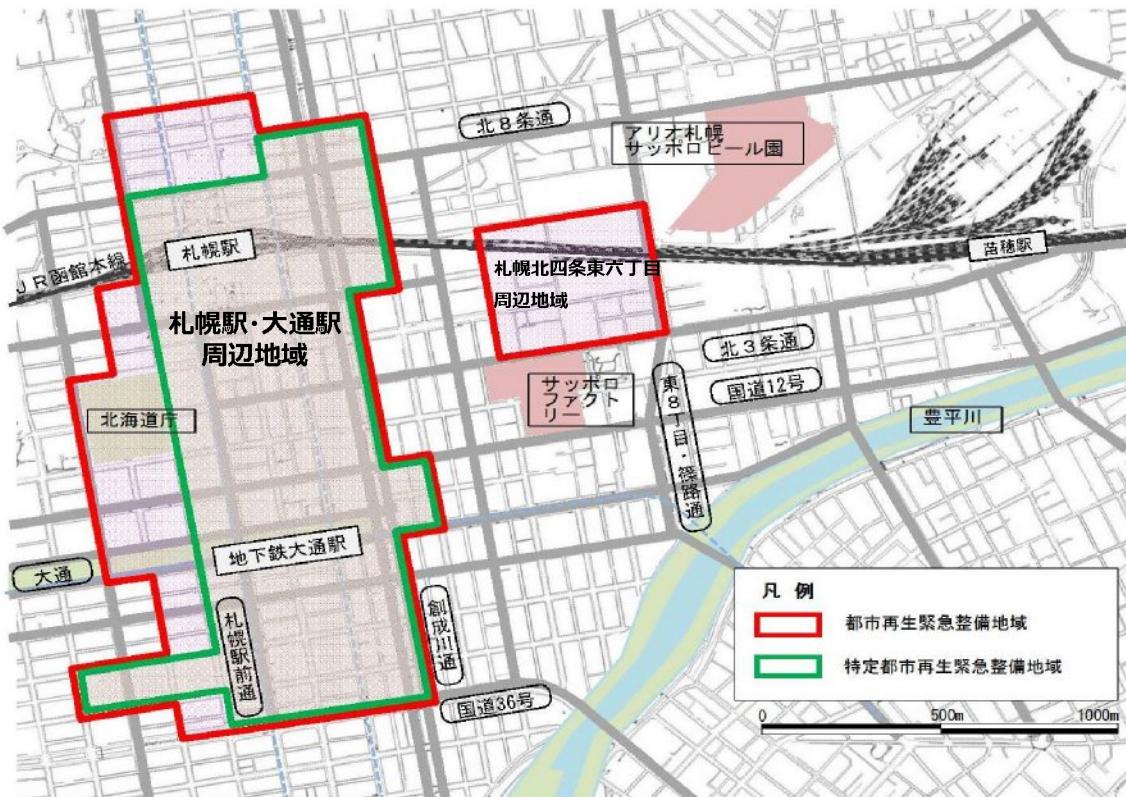
北三条通、大通、東四丁目線などの骨格軸・展開軸の強化、北4東6周辺地区での新中央体育館建設、苗穂駅周辺での新駅舎整備とそれに伴う駅前広場、自由通路の整備等を通じて、民間開発を促し、官民一体となって成熟社会における新たな市街地の形成を図るため。

(2) 特定都市再生緊急整備地域

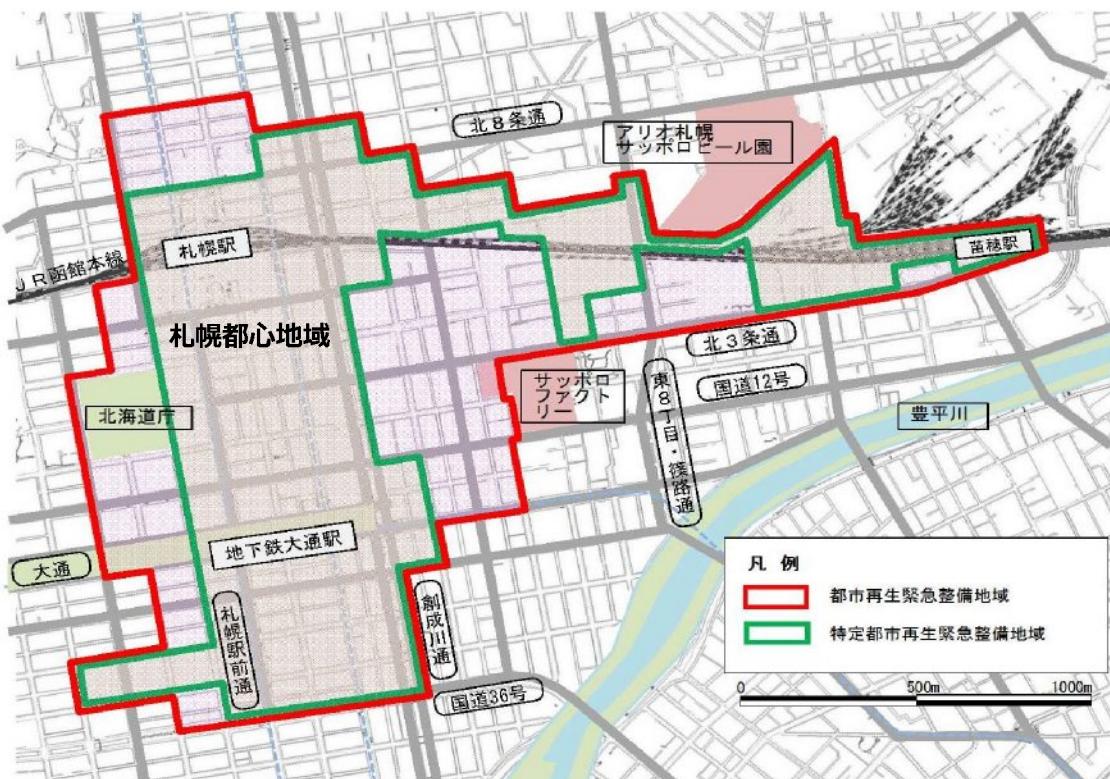
国際競争力があるビジネス（職）の中心地である「札幌駅・大通駅周辺地域」のビジネスマンに、住居等生活空間（住）を提供するエリアとしての北4東6地域及び北3東11地域（苗穂駅周辺）の開発を通じて、主に良質な住宅供給、高水準な医療・福祉施設の集積を進めるとともに、都市間・都市内移動を円滑にする道路等の基盤整備、環境に配慮したエネルギー供給拠点の構築、まちづくりに合わせた緑の創出や防災拠点の整備を図るため。

「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域 区域図

<変更前>



<変更後>



「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域 地域整備方針

資料1-3

四

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき 都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の 整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の 整備の推進に關し必要な事項
札幌駅・ 大通駅 周辺地域	<p>札幌市の都心において、既存の都市基盤と世界有数な多雪寒冷の大都市という地域特性を活かし、人と環境を中心に据えた都心づくりを推進</p> <p>このため、札幌駅前通や創成川通の整備効果を活かし、都心の骨格軸や交流拠点を基軸とする、歩いて暮らせる豊かで快適な都心の創造に向けた多様で高次な機能が複合した市街地を形成</p> <p>併せて、低炭素社会の実現を図るため、雪の冷熱エネルギーの活用等による、環境負荷の低い新たなエネルギー有効利用都市の実現を先導</p>	<p>○札幌駅周辺において、広域的交通結節点としての機能を強化するとともに、情報、サービス、交流機能等を充実・強化 このうち、北口周辺では業務、居住機能等の複合市街地を形成</p> <p>○札幌駅前通沿道において、引き続き業務、商業、交流機能等を充実・強化</p> <p>○大通と創成川通が交差する交流拠点において、創造的活動に資する文化芸術等の機能や、商業、交流機能等を充実・強化</p> <p>○創成川通沿道において、商業、居住、宿泊機能等を充実・強化するとともに、多様な都市機能を創成川以東地区に波及させる交流機能を導入</p> <p>○大通以南の地区において、防災・安全面で課題を抱える老朽建築物の更新を促進することで、商業、交流機能を充実・強化するとともに、業務、居住機能等との複合市街地を形成</p>	<p>○道路等と敷地内通路等の連携や広場空間の整備・活用により、災害時の避難路としても活用可能な地上・地下の重層的な歩行者ネットワークを充実・強化 この際、多面的な活用が可能な敷地内空地等を確保 さらに、中長期的には、人と環境を重視し、歩行者主体の交通体系について検討</p> <p>○札幌駅周辺において、北海道新幹線の札幌駅乗入や路面電車の札幌駅方面への延伸を見据え、交通結節機能を再配置</p>	<p>○地下通路との接続により一的な地下空間を形成するとともに、建築物の低層部及び地下部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等を導入する都市開発事業を促進</p> <p>○大通以南の地区等において、居住機能を導入する際、建築物の低層部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等を導入する都市開発事業を促進</p> <p>○敷地内空地の緑化等、緑豊かなまちづくりに寄与する都市開発事業を促進</p> <p>○自立・分散型エネルギー供給拠点の整備、冷熱・温熱等の供給ネットワークの活用、外気を活用した冷房等の省エネルギー対策等、防災性の向上や環境負荷の低減に寄与する都市開発事業を促進</p> <p>○まちづくり会社などによる、地域の価値向上を目指すエリアマネジメントの取組を推進するとともに、官民協働の都市開発事業を促進</p> <p>○大規模災害を想定した訓練の実施や災害時における一時避難場所のルールの策定など、ソフト対策を充実</p>
〔特定都市再生緊急整備地域〕	<p>優れたまちづくりを通じて世界都市となることをを目指す札幌市の都心において、都市機能の集積・高度化、都市空間・エネルギー等のネットワーク形成、エリアマネジメントの展開を推進し、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成</p> <p>併せて、これらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信</p>	<p>○札幌駅周辺において、世界都市さっぽろの玄関口にふさわしい都市空間・都市景観を形成するとともに、交通結節機能を強化</p> <p>○札幌の目抜き通りである札幌駅前通沿道において、高い環境・防災性能を有する国際水準の業務機能を導入</p> <p>○大通と創成川通が交差する交流拠点において、国際水準の文化芸術等の創造的活動に対応可能な集客交流機能を導入</p> <p>○大通以南の地区において、路面電車の延伸や地下通路及び地上部道路の整備検討と一体となった地下通路及び地上部道路の整備検討を推進</p>	<p>○国内外の優れた現代舞台芸術等の公演に対応可能な国際水準のホールを有し、文化芸術振興の拠点、集客交流拠点となる市民交流複合施設を整備</p> <p>○駅前通地下歩行空間や創成川公園などの整備効果を活かし、北3条広場や札幌駅前通と大通が交差する交流拠点における地下広場等、国内外の人々の交流を促進する広場空間を整備</p> <p>○大通以南の地区において、路面電車の延伸や、都市開発事業と一体となった地下通路及び地上部道路の整備検討を推進</p> <p>○環境にやさしく、災害にも強いまちづくりの実現に寄与するコーポレート・コミュニケーションなどの自立・分散型エネルギー供給拠点の整備、駅前通地下歩行空間に併設した熱導管収容施設の更なる活用、スマートエネルギー・ネットワーク化の検討など、低炭素社会・エネルギー有効利用都市のモデルとなるエネルギー・ネットワークを形成</p>	<p>○都心の回遊性を高め、都市の魅力向上やにぎわいの創出、防災性・安全性の向上に寄与する公共的空間等を整備する都市開発事業を促進</p> <p>併せて、オープンスペースのネットワーク化や、公共的空間を活用する取組を促進</p> <p>○都市開発事業単位、地区単位、都心全体等、各レベルに応じた重層的なエリアマネジメント体制を強化するとともに、まちづくり会社等の都市再生整備推進法人化を促進</p>
札幌 北四条 東六丁目 周辺地域	<p>札幌都心東部に位置する大規模工場の土地利用転換等により、環境共生型市街地のモデルとなる複合市街地を形成</p> <p>併せて、雪の冷熱エネルギー等を活用したエネルギー有効利用都市の実現のための供給拠点を形成</p>	<p>○居住機能と業務機能等が複合した市街地を形成</p> <p>○札幌都心で形成すべき冷熱、温熱等の自立・分散型エネルギー供給ネットワークの拠点機能を導入</p>	<p>○周辺の集客・交流施設との回遊性を高め、災害時の避難路としても活用可能な歩行者ネットワークを形成</p> <p>○都市開発事業に関連した道路整備により、災害時の避難路や緊急輸送道路としても活用可能な地域内道路網を充実・強化</p> <p>○冷熱、温熱等の自立・分散型エネルギー供給ネットワークを形成</p>	<p>○防災・安全面で課題を抱える老朽建築物の更新等災害に強いまちづくりの実現に寄与する都市開発事業を促進</p>

●新

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき 都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の 整備に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の 整備の推進に関し必要な事項
札幌都心 地域	<p>札幌市の都心において、既存の都市基盤と世界有数な多雪寒冷の大都市という地域特性を活かし、人と環境を中心に据えた都心づくりを推進</p> <p>このため、札幌駅前通や創成川通の整備効果を活かし、都心の骨格軸や展開軸、交流拠点を基軸とする、歩いて暮らせる豊かで快適な都心の創造に向けた多様で高次な機能が複合した市街地を形成</p> <p>併せて、低炭素社会の実現を図るため、雪の冷熱エネルギーの活用等による、環境負荷の低い新たなエネルギー有効利用都市の実現を先導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌駅周辺において、広域的交通結節点としての機能を強化するとともに、情報、サービス、交流機能等を充実・強化 このうち、北口周辺では業務、居住機能等の複合市街地を形成 ○札幌駅前通沿道において、引き続き業務、商業、交流機能等を充実・強化 ○大通と創成川通が交差する交流拠点において、創造的活動に資する文化芸術等の機能や、商業、交流機能等を充実・強化 ○創成川通沿道において、商業、居住、宿泊機能等を充実・強化するとともに、多様な都市機能を創成川以東地区に波及させる交流機能を導入 ○大通以南の地区において、防災・安全面で課題を抱える老朽建築物の更新を促進することで、商業、交流機能を充実・強化するとともに、業務、居住機能等との複合市街地を形成 ○創成川以東の地区において、東4丁目線、北3条通、大通をまちづくりの基軸とし、回遊、交流機能を向上させるとともに、居住機能をはじめ、業務、医療・福祉、文化、スポーツなどの機能が近接した質の高い生活の場を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等と敷地内通路等の連携や広場空間の整備・活用により、災害時の避難路とともに活用可能な地上・地下の重層的な歩行者ネットワークを充実・強化 この際、多面的な活用が可能な敷地内空地等を確保 さらに、中長期的には、人と環境を重視し、歩行者主体の交通体系について検討 ○札幌駅周辺において、北海道新幹線の札幌駅乗入や路面電車の札幌駅方面への延伸を見据え、交通結節機能を再配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○地下通路との接続により一体的な地下空間を形成するとともに、建築物の低層部及び地下部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等を導入する都市開発事業を促進 ○大通以南の地区等において、居住機能を導入する際、建築物の低層部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等を導入する都市開発事業を促進 ○敷地内空地の緑化等、緑豊かなまちづくりに寄与する都市開発事業を促進 ○自立・分散型エネルギー供給拠点の整備、冷熱・温熱等の供給ネットワークの活用、外気を活用した冷房等の省エネルギー対策等、防災性の向上や環境負荷の低減に寄与する都市開発事業を促進 ○まちづくり会社などによる、地域の価値向上を目指すエリアマネジメントの取組を推進するとともに、官民協働の都市開発事業を促進 ○大規模災害を想定した訓練の実施や災害時における一時退避場所のルールの策定など、ソフト対策を充実
[特定都市再生緊急整備地域]	<p>優れたまちづくりを通じて世界都市となることをを目指す札幌市の都心において、都市機能の集積・高度化、都市空間・エネルギー等のネットワーク形成、エリアマネジメントの展開を推進し、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成</p> <p>併せて、これらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌駅周辺において、世界都市さっぽろの玄関口にふさわしい都市空間・都市景観を形成するとともに、交通結節機能を強化 ○札幌の目抜き通りである札幌駅前通沿道において、高い環境・防災性能を有する国際水準の業務機能を導入 ○大通と創成川通が交差する交流拠点において、国際水準の文化芸術等の創造的活動に対応可能な集客交流機能を導入 ○大通以南の地区において、路面電車の延伸や地下通路及び地上部道路の整備検討と一緒に、都市開発事業により、商業、業務、交流機能を充実・強化 ○創成川以東の地区において、高質な居住、業務、医療・福祉、スポーツなどの機能を集積するとともに、環境共生型市街地のモデルとなる複合市街地を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の優れた現代舞台芸術等の公演に対応可能な国際水準のホールを有し、文化芸術振興の拠点、集客交流拠点となる市民交流複合施設を整備 ○駅前通地下歩行空間や創成川公園などの整備効果を活かし、北3条広場や札幌駅前通と大通が交差する交流拠点における地下広場等、国内外の人々の交流を促進する広場空間を整備 ○大通以南の地区において、路面電車の延伸や、都市開発事業と一緒に、地下通路及び地上部道路の整備検討を推進 ○苗穂駅周辺において、駅機能の移転を契機とした自由通路・広場空間の整備により、回遊性の向上と国内外の人々の交流を促進 ○幹線道路及びそれを補完する道路の機能向上を図ることにより、空港や駅などの交通拠点とのアクセスを強化 ○環境にやさしく、災害にも強いまちづくりの実現に寄与するコーポレート・コミュニケーションなどの自立・分散型エネルギー供給拠点の整備、駅前通地下歩行空間に併設した熱導管収容施設の更なる活用、スマートエネルギー・ネットワーク化の検討など、低炭素社会・エネルギー有効利用都市のモデルとなるエネルギー・ネットワークを形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○都心の回遊性を高め、都市の魅力向上やにぎわいの創出、防災性・安全性の向上に寄与する公共的空間等を整備する都市開発事業を促進 併せて、オープンスペースのネットワーク化や、公共的空間を活用する取組を促進 ○都市開発事業単位、地区単位、都心全体等、各レベルに応じた重層的なエリアマネジメント体制を強化するとともに、まちづくり会社等の都市再生整備推進法人化を促進

◆札幌の都市再生の基本的な考え方 ~ さっぽろ都心まちづくり戦略（H23）

札幌が…

アジア・世界レベルでの都市間競争の中で確固たる地位を築いていく

ためには、

世界から投資や人材を呼び込むことができる都市へと成長していくこと

が必要

都心においては…

高次な都市機能の集積

を図り、世界都市の顔として

国内外に札幌の魅力をたゆまず発信

し続けていく

世界に向け魅力を発信し、**市民生活**を豊かにする都心の創出

ひときわ優れたまちづくり
を展開すること

まちづくり自体によって
世界都市となること

“世界都市さっぽろ”をつくる

~ 都心まちづくり計画（H14）

「札幌都心地域」都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の区域拡大の基本的な考え方（2）

◆札幌の都市再生で目指すもの

都心中心部を
バックアップ

◆高度な人材を呼び込む
質の高い生活環境の確保

～高水準な医療・福祉施設の集積、
防災拠点の整備、良質な住宅
供給により、都心中心部で働く
高度な人材の生活の質を向上

◆エリアマネジメントの波及

～中心部でのノウハウを活かし、
これまでのまちづくり活動をベースに
エリアマネジメントへ発展

施策の3本柱

◆都市機能の集積・高度化

～国際水準の業務機能・文化芸術
機能の集積・高度化による、
世界都市として魅力ある都市の実現

◆都市空間・エレガ-等のネットワーク形成

～地上地下のオープンスペースや、路面電車等、
重層的なネットワーク化による回遊性の向上
と、スマートエレガ-等のエレガ-ネットワークの形
成による“環境首都・札幌”的実現

◆エリアマネジメントの展開

～都市機能・都市空間を活用する
実行部隊としての『まちづくり会社』
等エリアマネジメント体制の強化

ネットワークの
充実・展開

◆都市間・都市内移動の円滑化

～新千歳空港・札幌駅とのアクセスの
強化による都市間移動の円滑化、
空中歩廊等による都市内の回遊性向上

◆環境共生型市街地の形成

～まちづくりに合わせた緑の創出や
自立分散型エネルギー供給拠点の
整備を通じ、環境共生型市街地を
形成

都心の構造強化により「多様性」と「回遊性」を向上

「行きたいまち」から
「生きたいまち」へ

魅力度ランク
1位

「行きたいまち」
「住みたいまち」としての都市魅力を一層高める

※ブランド総合研究所
「地域ブランド調査
2012」

都市魅力を都心で
象徴的に発信

優れたまちづくりの取組みを
パッケージとして国内外に発信

実現

札幌の貢献

～国際競争力の強化
～

国内外の観光客・ビジネスパーソン等を惹きつけ、
集客交流都市として、国のビッグトジャパンに貢献

特定都市再生緊急整備地域の整備計画（案）

整備計画名	札幌都心地域整備計画
-------	------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

優れたまちづくりを通じて世界都市となることを目指し、以下の方針により、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成するとともに、これらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信する。

- ・4つの骨格軸(駅前通、大通、創成川通、北三条通)と**展開軸(東4丁目線)**、3つの交流拠点(札幌駅、大通、創世)を中心とした都市開発事業や公共公益施設の整備により、国際水準の業務、商業、宿泊、文化芸術、交流、居住、医療・福祉、スポーツなどの機能の集積と高度化を図る。
- ・自立分散型エネルギー供給拠点の整備やスマートエネルギーネットワークの検討等を行い、環境にやさしく、災害にも強い国際的にモデルとなりうるまちづくりを実現する。
- ・地上地下のオープンスペースや**道路などの基盤整備**、路面電車等の公共交通機関の整備を通じ、交通・回遊機能のネットワークを充実・強化することで、国際交流拠点としての構造強化を図る。
- ・都市機能、都市空間を活用するエリアマネジメント組織の形成、強化を進め、国際交流拠点にふさわしい多様な活動の創出を促進する。

以上の取組を総合的に推進することによって、都市の魅力を高め、国内外の観光客・ビジネスパーソン等を惹きつけ、集客交流都市として国際競争力の向上を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
①	北2西4地区	約0.9ha	三井不動産株式会社、郵便局株式会社	H24～H26	
②	大通交流拠点(札幌大通西4ビル)	約0.1ha	石屋製菓株式会社、株式会社秋田銀行、秋田共立株式会社	H23～H25	

※事業の位置は別図の通り

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業

No	事業名	事業概要	実施主体	実施期間(年度)	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項 等
⑦	北3条広場整備事業	約0.3ha 〔延長約100m 幅員約27m〕	三井不動産株式会社	H25～H26	
⑧	(仮称)北2西4周辺地区地域冷暖房施設整備事業	延床約1,850m ² 天然ガスコーポレーション活用型	株式会社北海道熱供給公社	H24～H26	
⑨	大通交流拠点地下広場整備事業	約0.7ha	札幌市	H25～H26	
⑩	市民交流複合施設整備事業	延床面積未定 〔ホール約2,300席等〕	札幌市	H26頃着手予定	
⑪	西2丁目線地下通路整備事業	延長約130m	札幌市	H26頃着手予定	
⑫	路面電車ループ化整備事業	延長約380m	札幌市	H26～H27	
⑬	中央体育館整備事業	延床面積約14,000m ²	札幌市	H27頃着手予定	
⑭	苗穂駅周辺地区整備事業(道路)	延長約2,330m	札幌市	H25～H31	
⑮	苗穂駅周辺地区まちづくり事業(鉄道施設)	駅移転橋上化 延床約1,340m ²	札幌市	H25～H31	

※事業の位置は別図の通り

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

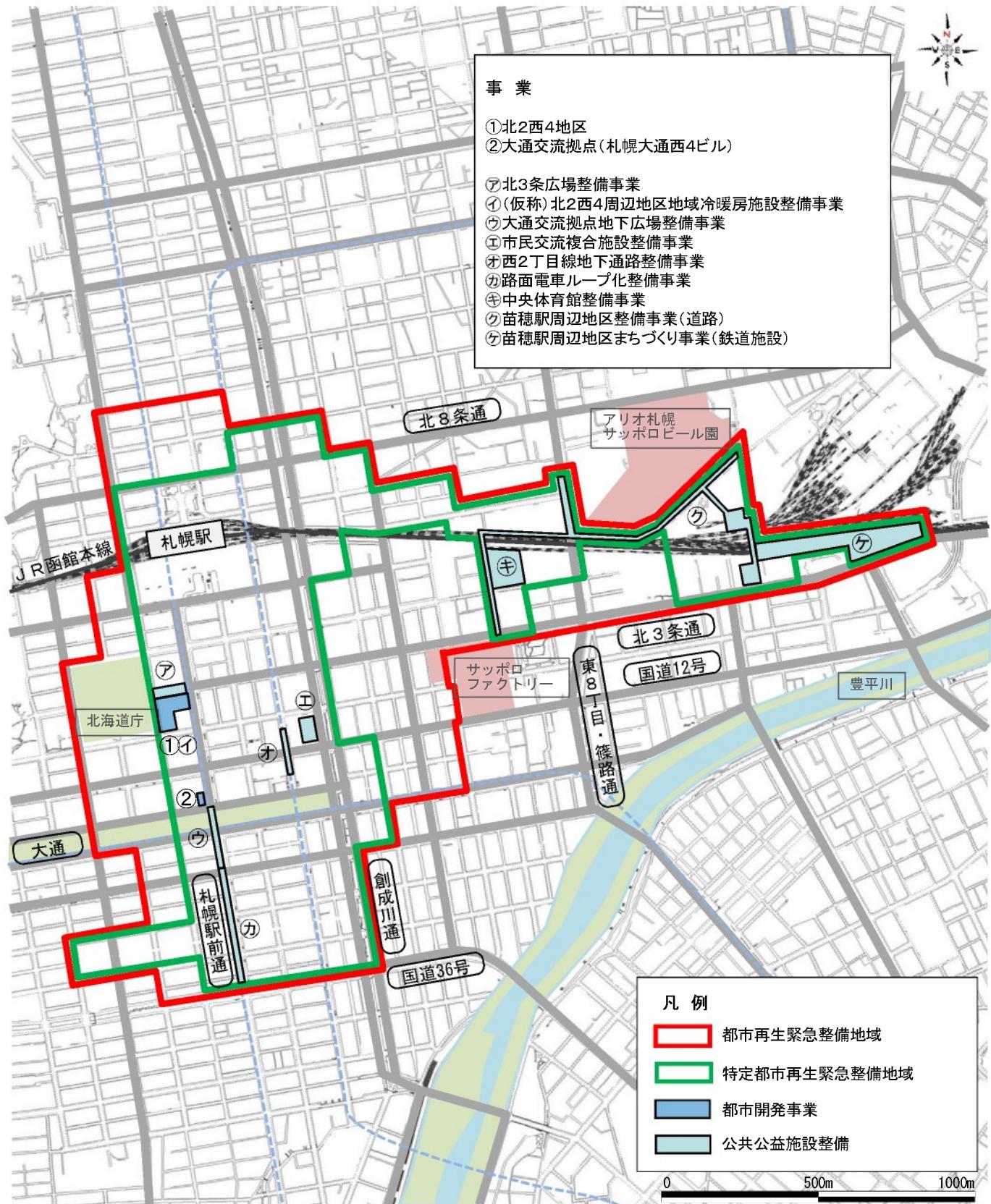
上記の公共施設の整備に関する事業のうち、北3条広場、大通交流拠点地下広場については、指定管理制度を導入予定(決定した段階で整備計画を変更し、指定管理者を記載)

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項

上記の都市開発事業及び公共公益施設の整備にあたっては、安全で快適な歩行空間や、変化に富んだ奥行きのある身近な公共空間(界わい空間)の創出を積極的に行い、それらと上記オープンスペースとのネットワークの形成を図ることで、国内外からの来訪者や市民の回遊や交流、様々な活動を育み、世界都市にふさわしい多様性に富んだ魅力ある市街地を形成していく。

また、札幌駅前通まちづくり株式会社による札幌駅前通地下広場の管理運営や、札幌大通まちづくり株式会社による道路空間の環境美化活動、オープンカフェ、エリアマネジメント広告事業などの道路空間活用などを支援し、地域が主体となった多様な活動を促進していく。

札幌都心地域 整備計画位置図（案）



路面電車ループ化を契機とした官民連携による沿線のまちづくりについて

1 趣旨

路面電車のループ化にあわせ、札幌の目抜き通りである駅前通の魅力を向上し、にぎわいを創出する、来街者の利便に供する施設の整備等を、地元のまちづくり組織である札幌大通まちづくり株（都市再生整備推進法人）と協働で進める。

実施にあたっては、道路占用許可の特例制度（都市再生特別措置法）を活用する。



2 都市再生特別措置法の改正（平成23年4月）

市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいあるまちづくりを実現する制度が新設。

《道路占用許可の特例》

道路管理者が指定した区域で、道路上に広告板・オープンカフェ等を設置する際に「道路外に余地がないこと」（無余地性の基準）が要件から除外される。

3 都市再生整備推進法人

まちづくりに関するノウハウを有し、運営体制が整っているまちづくり団体に公的な位置づけを与え、積極的な活用を図る。平成23年の法改正でまちづくり会社が要件に追加された。

まちづくり会社…事業を行って収益を上げ、その収益をまちづくりに還元する会社。株式会社の場合、市町村が総株主の議決権の3%以上を有することが必要。

○都市再生整備計画の提案

都市再生整備計画の作成・変更を、市町村に提案できる。

○都市利便増進協定の締結

土地所有者と、まちの魅力を高める施設（都市利便増進施設）の一体的な整備・管理に関する協定（都市利便増進協定）を結ぶことができる（市町村が認定）。

4 札幌大通まちづくり株式会社

○設立：平成21年9月

○株主：大通地区6商店街、都市開発公社、大型店、商工会議所、札幌市（3%出資）など
○継続的にまちづくり活動を行う組織として設立。

○まち再生の総合調整役を目指す。

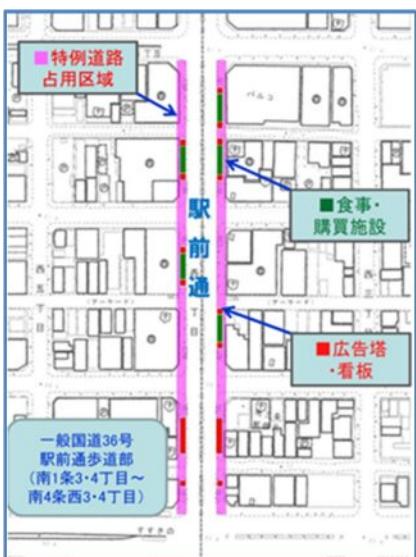
○収益事業で得られた利益は、全てまちづくり事業に還元。

○地域の付加価値を維持・向上させる公共的な事業を展開。

5 大通地区における各種制度の活用

- 札幌市が札幌大通まちづくり(株)を都市再生整備推進法人に指定 (H23/12/9)
- 札幌大通まちづくり(株)（推進法人）から札幌市へ都市再生整備計画の提案 (H25/1/29)
- 札幌市が都市再生整備計画を変更 (H25/3/21)
- 札幌大通まちづくり(株)と北海道開発局との間で都市利便増進協定を締結 (H25/3/28)
札幌大通まちづくり(株)は、施設・周辺の清掃・美化活動、放置自転車の整序・マナー啓発、違法広告物の撤去・良好な景観の保全を行う。
- 札幌市が都市利便増進協定を認定 (H25/4/10)
- 北海道開発局が特例道路占用区域を指定 (H25/5/17)
指定により、道路空間（歩道空間）の活用が可能に。
- 北海道開発局による道路占用許可 (H25/6/7)
- 北海道警察による道路使用許可 (H25/6/14)
- 札幌市による建築確認 (H25/6/13)

6 札幌市「都市再生整備計画」(平成25年3月)



○常設オープンカフェ・売店等（食事・購買施設）の設置・管理

オープンカフェや、ワゴンセール等を開催できるスペース、常設の購買施設、休憩スペース等を設置して、適切に維持管理する。

滞留空間を形成し、まちのにぎわいを創出する。

○広告塔、看板の設置・管理

統一感のある街並みを形成できる看板や広告塔を設置し、適切に維持管理する。まちの景観の向上を図り、まちづくりへの再投資を図る収益を確保する。

○事業主体

札幌大通まちづくり株式会社（都市再生整備推進法人）

7 札幌大通まちづくり株式会社による食事・購買施設、広告塔の設置・運営

- 国・札幌市が設置費用の一部を補助。
- 一年を通して設置・運営。
- 施設の使用料収入で維持管理経費を賄う。
- 得られた収益は、にぎわい創出のためのイベントや、周辺の清掃・美化活動など、まちづくりのための活動にあてる。
- 平成25年8月中旬開設予定



食事・購買施設（イメージ）



広告塔（イメージ）

協議会構成員の追加について

1 協議会構成員の追加について

今後策定を進める都市再生安全確保計画についての協議、調整等を行うため、協議会構成員を追加する。

組織	協議会	会議	整備計画部会	都市再生安全確保計画部会
内閣官房	○	○	○	○
国土交通省	○	○	○	○
北海道	○	○	○	○
北海道警察（新規）	○	○	-※	○
札幌市	○	○	○	○
独立行政法人都市再生機構	○	○	○	○
三井不動産(株)	○	○	○	-※
石屋製菓(株)	○	○	○	-※
(株)北海道熱供給公社	○	○	○	-※
札幌駅前通まちづくり(株)	○	○	○	○
札幌大通まちづくり(株)	○	○	○	○
北海道旅客鉄道(株)（新規）	○	○	-※	○
札幌駅総合開発(株)（新規）	○	○	-※	○
(株)札幌都市開発公社（新規）	○	○	-※	○

* 必要に応じて参加していただく（オブザーバー参加含む）

2 オブザーバーの追加について

都市再生緊急整備地域内において第一種市街地再開発事業の施行を予定している準備組合について、官民の連携体制を整え、都市再生の更なる促進を図るため、オブザーバーに加える。

組織	協議会	会議	整備計画部会	都市再生安全確保計画部会
札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合	○	○	○	-※
札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合	○	○	○	-※
南2西3南西地区市街地再開発準備組合（新規）	○	○	○	-※
北3東11周辺地区再開発準備組合（新規）	○	○	○	-※

* 必要に応じて参加していただく

部会の設置について

1 部会の設置について

規約第十二条第一項に基づき、協議会に、整備計画部会と都市再生安全確保計画部会を設置し、以下の事項について必要な協議、調整等（計画の作成、変更を含む）を行う。

(1) 整備計画部会

特定地域の整備計画に関する協議、調整等

(2) 都市再生安全確保計画部会

都市再生安全確保計画に関する協議、調整等

【(参考) 規約】

(部会)

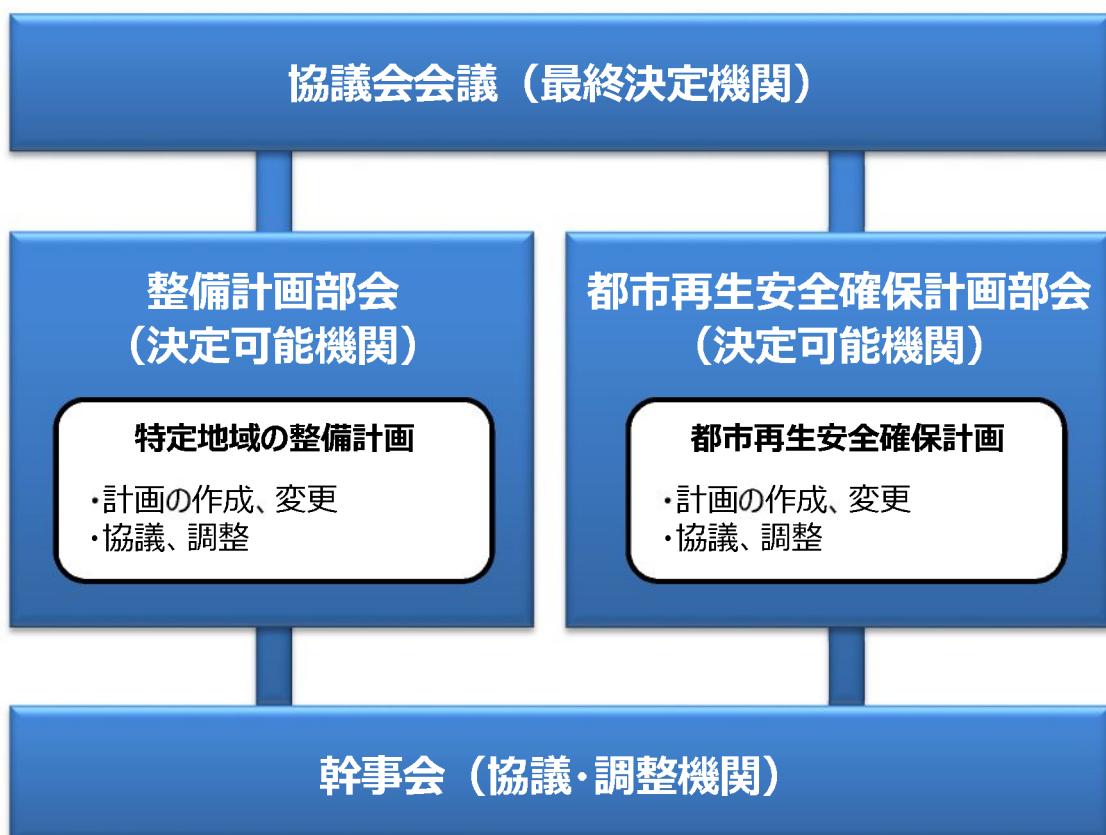
第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国 の関係行政機関の長
 - 二 北海道知事
 - 三 札幌市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等 のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して 加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところに よる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定に より決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の 概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができ。 この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席し たものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表 する。
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

2 規約第十二条以外の運営に関する事項について

- (1) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (2) 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。
- (3) 部会は、部会長が招集する。
- (4) 部会長は、必要に応じ部会の構成員以外の者をオブザーバーとして部会に参加させることができる。
- (5) 部会長は、議事を総理する。
- (6) 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。
- (7) 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。
- (8) その他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

3 協議会の組織構成イメージ



都市再生安全確保計画の作成について

1 都市再生安全確保計画とは

東日本大震災の際に、新宿駅等の管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等の地域で、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が生じた。

これを受け、平成24年7月1日に都市再生特別措置法（以下、「法」という。）が改正され、大規模災害に備え、官民が協働し、都市再生緊急整備地域内において、退避施設への誘導体制や退避施設の整備・管理など、ハード・ソフト両面にわたり、滞在者等の安全を確保する都市再生安全確保計画制度が創設された。

2 都市再生安全確保計画作成体制

- ・都市再生安全確保計画は、協議会が作成することができる。（法第19条の13）
- ・議長は、協議会に部会を置くことができる。また、部会の議決は協議会会議の議決とみなすことができる。（資料3-2参照）
- ・都市再生安全確保計画部会（以下、「部会」という。）の設置に先行して、平成24年度に実務レベルの任意の会議である都市再生安全確保計画作成会議（以下、「作成会議」という。）を設置し、検討を進めた。



作成会議において、計画（案）を作成し、部会において計画（案）をご承認いただき、計画を策定する。

3 部会構成員（資料3-1）

部会構成員は、基本的に作成会議構成員で構成する。（次ページ参照）

4 平成24年度検討概要

第1回作成会議（平成24年12月開催）

検討概要：基本方針（今年度はソフト対策を中心に計画を策定し、来年度以降、順次充実させる。）について

第2回作成会議（平成25年3月開催）

検討概要：大規模地震発生時の都市再生緊急整備地域及び周辺地域の想定帰宅困難者数の算定について

5 今後の検討事項

以下の事項について、検討を行う予定。（今年度は、ソフト対策を中心に検討）



【都市再生本部ホームページより】

6 今後のスケジュール（予定）

平成 25 年度									
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会会議開催				第3回 作成会議開催		第4回 作成会議開催	第1回 部会開催		
部会設置の承認				課題整理を踏まえた目標設定と対策項目の検討		計画案の作成	計画案の承認一協議会会議への報告		

【参考】作成会議構成員（部会構成員との比較）

組織	部会	作成会議
内閣官房	○	※
国土交通省	○	○
北海道	○	○
北海道警察	○	○
札幌市	○	○
		(札幌市内部構成員) 危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心まちづくり課 市民まちづくり局総合交通計画部都市交通課 市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課 建設局総務部道路管理課 建設局土木部道路維持課 交通局高速電車部業務課 消防局総務部総務課
独立行政法人都市再生機構	○	○
三井不動産(株)	-※	-※
石屋製菓(株)	-※	-※
(株)北海道熱供給公社	-※	-※
札幌駅前通まちづくり(株)	○	○
札幌大通まちづくり(株)	○	○
北海道旅客鉄道(株)	○	○
札幌駅総合開発(株)	○	○
(株)札幌都市開発公社	○	○

(オブザーバー)

組織	部会	作成会議
札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合	-※	-※
札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合	-※	-※
南2西3南西地区市街地再開発準備組合	-※	-※
北3東11周辺地区再開発準備組合	-※	-※

※必要に応じて参加していただく（オブザーバー参加含む）

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約（案）

（設置）

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、札幌都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第二条 協議会は、札幌都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 北海道知事
- 三 札幌市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

（協議会の会長）

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

（会議の構成）

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

（会議の議長）

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十二条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 北海道知事
 - 三 札幌市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三までに掲げる者が協議して加えることとした者

- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成二十四年五月十五日から施行する。

附 則

この規約は、平成二十五年 月 日から施行する。

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約 新旧対照表

現行	改正案	備考
<u>札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会規約</u>	<u>札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約</u>	地域名変更に伴う改正
(設置) 第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第十九条の規定に基づき、 <u>札幌駅・大通駅周辺地域</u> 都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)を組織する。	(設置) 第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第十九条の規定に基づき、 <u>札幌都心地域</u> 都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)を組織する。	地域名変更に伴う改正
(目的) 第二条 協議会は、 <u>札幌駅・大通駅周辺地域</u> における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。	(目的) 第二条 協議会は、 <u>札幌都心地域</u> における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。	地域名変更に伴う改正
(第三条～第十五条 略)	(現行どおり)	
附 則 この規約は、平成二十四年五月十五日から施行する。	附 則 この規約は、平成二十四年五月十五日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、平成二十五年 月 日から施行する。</u>	

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱（案）

（設置・目的）

第一条 札幌都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）規約第十三条の規定に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、札幌都心地域都市再生緊急整備協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を組織する。

（幹事会の構成）

第二条 幹事会は、協議会の構成員が指名する職員をもって構成する。

（幹事長）

第三条 幹事会に幹事長を置き、会議の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。

- 2 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事会の構成員が、その職務を代理する。

（幹事会の招集）

第四条 幹事会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、必要に応じ幹事会の構成員以外の者をオブザーバーとして幹事会に参加させることができる。
- 3 幹事会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として幹事会に出席させることができる。この場合において、代理人が幹事会に出席したときは、当該構成員は、幹事会に出席したものとみなす。

（議事）

第五条 幹事長は、議事を総理する。

- 2 議事は、出席した幹事会の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 3 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。

（書面による議事）

第六条 幹事長は、やむを得ない理由により幹事会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により幹事会の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第七条 幹事会に出席できない幹事会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(事務局)

第八条 幹事会の庶務は、幹事長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第九条 この要綱の改正は、会議に諮って行う。

2 法令、協議会規約及びこの要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。

附則

この要綱は、平成二十五年 月 日から施行する。

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱 新旧対照表

現行	改正案	備考
<u>札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱</u>	<u>札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会幹事会設置要綱</u>	地域名変更に伴う改正
(設置・目的) 第一条 <u>札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会</u> （以下「協議会」という。）規約第十三条の規定に基づき、 <u>協議会</u> 又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、 <u>札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会幹事会</u> （以下「幹事会」という。）を組織する。	(設置・目的) 第一条 <u>札幌都心地域都市再生緊急整備協議会</u> （以下「協議会」という。）規約第十三条の規定に基づき、 <u>協議会の会議</u> （以下「会議」という。）又は部会での議事等を補佐し、必要な協議、調整等を行うため、 <u>札幌都心地域都市再生緊急整備協議会幹事会</u> （以下「幹事会」という。）を組織する。	地域名変更に伴う改正、及び文言整理
(第二条 略)	(現行どおり)	
(幹事長) 第三条 幹事会に幹事長を置き、 <u>協議会</u> の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。	(幹事長) 第三条 幹事会に幹事長を置き、 <u>会議</u> の議長の所属する団体の構成員をもって充てる。	文言整理
(第三条第二項～第八条 略)	(現行どおり)	
(雑則) 第九条 この要綱の改正は、 <u>協議会</u> に諮って行う。	(雑則) 第九条 この要綱の改正は、 <u>会議</u> に諮って行う。	文言整理
(第九条第二項 略)	(現行どおり)	

現行	改正案	備考
<p>附則 この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成二十四年五月十五日から施行する。 <u>附則 この規約は、平成二十五年 月 日から施行する。</u></p>	